

屋外広告物の安全点検実施要綱

平成30年 3 月22日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第16条第1項に定める管理義務（以下「管理義務」という。）の規定に基づき表示者、設置者又は管理者（以下「表示者等」という。）が果たすべき責務及び安全点検の普及のために点検者及び関係団体等が果たすべき責務を明確にし、もって広告物等の安全性を確保することにより、公衆に対する危害の防止に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 安全点検 広告物等について、損傷、変形、腐食等に関する異常及び不具合の有無を調査し、保守又は修理等の措置が必要かどうかの判断を行うことをいう。
- 二 標準点検 必要に応じ高所作業車又は足場等を用いるなど、概ね60センチメートル以内に近づき、目視、触診、打音等の検査により広告物等の外部及び内部等を対象に実施する点検をいう。
- 三 詳細点検 経年劣化によるさび、垂れ、歪み及び変形など筐体部分における破壊の進行状況を確認するための寸法、肉厚、アンカーボルトの引抜き強度等について、測定機器を用いて実施する詳細な計測や検査をいう。
- 四 点検者 表示者等から委託等を受け、広告物等の安全点検を実施する者で、屋外広告士、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会等が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者（以下「点検技能講習修了者」という。）及び建築士（一級及び二級に限る。）その他広告物等の点検に関して必要な知識を有する者をいう。
- 五 関係団体等 屋外広告業の健全な発達と屋外広告物制度に関する知識の普及を目的とする一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び兵庫県屋外広告美術協同組合その他会員団体等をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次のいずれにも該当する広告物等で、条例第6条、第7条第3項又は第12条第3項に基づく許可を受けるものに適用する。ただし、条例第12条第1項の規定に基づく許可期間が30日以内又は1年以内と定められたもの及び広告物を掲出する物件に該当しないものに塗料又はシート等で表示するものを除く。

- 一 広告物等の表示又は設置から、おおむね10年以上が経過しているもの
- 二 広告物等の上端の地上からの高さが4メートルを超えるもの

(安全点検の実施)

第4条 この要綱が適用される広告物等で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間内に、点検者による安全点検を受けるものとする。

一 許可の期間の更新を申請するもの 許可期間の満了の日の前3ヶ月以内

二 前号に掲げるもののほか許可を申請するもの 許可の申請の日の前3ヶ月以内

2 前項の規定に基づく安全点検は、標準点検によるものとし、安全性の確認のために必要な場合は、詳細点検を実施するものとする。

(点検項目)

第5条 前条第1項に基づく安全点検においては、別表の左欄に掲げる箇所について、それぞれ右欄に掲げる項目を点検するものとする。

(改善の実施等)

第6条 表示者等は、第4条第1項に基づく安全点検により改善を要する異常を把握した場合、点検者の助言を参考に、改善しなければならない。

(安全点検結果の報告)

第7条 表示者等は、この要綱が適用される広告物等の許可を申請する場合、次の各号に定めるものを添付することにより、安全点検の結果を市（町）長に報告するものとする。

一 この要綱が適用される広告物等ごとに作成した安全点検結果報告書（別記様式）

二 安全点検した広告物等の全体写真（提出する安全点検結果報告書の対象となる広告物等を明示したもの）

三 安全点検の結果、異常の評価が要改善となった箇所の写真

(点検者及び関係団体等の責務)

第8条 安全点検の普及のため、点検者又は関係団体等は、安全点検の委託等に係る契約の透明性の確保に必要な事項について、表示者等に情報提供するものとする。

2 関係団体等は、表示者等が適切に点検者を選択できるよう、屋外広告士又は点検技能講習修了者が所属し、県内に所在地を有する法人等の名称について、表示者等に情報提供するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成30年10月1日から施行する。

(別表)

点検箇所	点検項目
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき 2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき 3 鉄骨のさび発生、塗装の劣化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 2 溶接部の劣化、コーキングの劣化 3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置のゆるみ、不点灯、不発光 2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ等）の腐食、破損 2 避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常 3 その他

(別記様式)

安全点検結果報告書（報告書 No. ）

年 月 日

市（町）長 様

報告者 住 所 _____
(申請者)

氏 名 印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

点検結果を踏まえ、適切な管理に努めます。要改善の異常について、改善予定に記載のとおり対応します。

広告物等の種類		屋上広告物 ・ 壁面広告物 ・ 壁面突出広告物 ・ 建植え広告物 ・ その他（ ）					
表示・設置場所							
表示・設置年月日		年 月 日		点検年月日		年 月 日	
点検者 (法人にあっては、 主たる事務所の所在地、 名称及び点検者の氏名)		氏 名		屋外広告業登録 無・有（登録番号： 登録自治体： ） ㊟			
		住 所					
		電話番号					
		資格名称		屋外広告士 ・ 点検技能講習修了者 ・ 建築士（一級・二級） その他（ ）			
点検箇所	点 検 項 目			該当無の場合	異常の有・無	異常の評価	改善の概要
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき			該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定（ 年 月）
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき			該当無	有・無	経過観察・要改善	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の劣化			該当無	有・無	経過観察・要改善	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間			該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定（ 年 月）
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落			該当無	有・無	経過観察・要改善	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形			該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定（ 年 月）
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化			該当無	有・無	経過観察・要改善	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常			該当無	有・無	経過観察・要改善	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落			該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定（ 年 月）
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損			該当無	有・無	経過観察・要改善	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり			該当無	有・無	経過観察・要改善	
照明装置	1 照明装置のゆるみ、不点灯、不発光			該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定（ 年 月）
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水			該当無	有・無	経過観察・要改善	
	3 周辺機器の劣化、破損			該当無	有・無	経過観察・要改善	
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ等）の腐食、破損			該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定（ 年 月）
	2 避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常			該当無	有・無	経過観察・要改善	
	3 その他	塗料等のはく離、表示面の汚染・退色又ははく離		該当無	有・無	経過観察・要改善	
		（ ）		該当無	有・無	経過観察・要改善	

備考1 許可の期間の更新申請に係る広告物等が複数ある場合、広告物等ごとに報告書を作成すること。点検した広告物等の全体写真（当該報告書の対象となる広告物等を明示）及び異常の評価が要改善となった箇所の写真を添付すること。

備考2 異常の評価が要改善の場合には、「改善の概要」欄を記入すること。